

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項及び第167条の10の2第6項並びに福山市契約規則（昭和41年規則第13号）第27条の規定により公告します。なお、本件は、広島県内の地方公共団体等が共同で運営する電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して開札までの手続を行う電子入札案件であり、事務の取扱いについては、福山市電子入札実施要領を適用します。

また、本件は、開札後に資格の有無を審査する「一般競争入札（ダイレクト型）」により行い、福山市条件付一般競争入札事務処理要綱を適用します。

2020年（令和2年）11月20日

福山市長 枝 廣 直 幹

この工事は、【特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式】及び【専任補助者試行案件】であり、【総合評価方式（簡易型）】及び【低入札価格調査制度】により、落札者を決定するものである。

1 工事名	（仮称）福山市立千年小中一貫教育校校舎新築工事		
2 工種	建築一式工事		
3 工事場所	福山市沼隈町大字草深2058番地2		
4 工事概要	校舎新築工事 構造・規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 延べ面積	一式 3階建 11,435.18㎡	附属建物 一式
5 工事期間	契約確定日から2023年（令和5年）3月31日まで		
6 落札者の決定方法	価格と品質で総合的に優れた調達を促進するため、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価方式により決定する。なお、落札者決定基準は、11(1)から11(3)まで定める。		
7 総合評価方式（簡易型）による理由	標準的な施工技術の範囲で対応可能であるが、より優れた施設整備に資する技術的所見（簡易な施工計画）を求めるとともに、同種・類似工事の経験、工事成績等と併せて入札価格を一体として評価することが妥当であるため、「簡易型」により実施する。		
8 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	2,737,242,000円		
9 共同企業体の結成			
(1) 結成要件	(1) 代表構成員（A群）、その他の構成員（B群）及びその他の構成員（C群）の3者とする。 (2) 出資比率の最小限度は20%とし、代表構成員の出資比率は構成員中最大とする。 (3) 各構成員は、同一工事で2以上の共同企業体の構成員となれないものとする。		
(2) 共同企業体協定書の提出	2021年（令和3年）1月18日（月）までに、共同企業体協定書（1部）を郵送（配達証明付書留郵便に限る。）により提出するものとする（同日までに建設局建設管理部建設政策課に到達しない場合は、無効とする。）。		
10 共同企業体の資格要件	代表構成員（A群）	その他の構成員（B群）	その他の構成員（C群）
(1) 2019年度（令和元年度）及び2020年度（令和2年度）福山市入札参加資格	建築一式工事	建築一式工事	建築一式工事
(2) 建設業の許可別	特定建設業	特定建設業	特定建設業
(3) 対象工事に係る業種について建設業の許可を受けた営業所等の所在地	広島県内に本店、支店又はこれに準ずるものを有している者	福山市内に本店を有する者	福山市内に本店を有する者
(4) (1)の入札参加資格申請時における等級及び経営事項審査の総合評定値	建築一式工事（等級A） 1,040点以上の者	建築一式工事（等級A又はB） 720点以上の者	建築一式工事（等級B） 720点以上1,040点未満の者
(5) 令第167条の4の規定による入札参加制限を受けていない者であること。			
(6) この公告の日から落札決定の日までにおいて、福山市の指名除外又は指名留保期間中でないこと。			
(7) 施工実績	2005年度（平成17年度）以後に完成した、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積が9,148㎡以上の建築物の新築、改築又は増築（当該部分の延べ面積が9,148㎡以上のものに限る。）に係る建築一式工事の元請としての施工実績があること。	2005年度（平成17年度）以後に完成した、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積が2,287㎡以上の建築物の新築、改築又は増築（当該部分の延べ面積が2,287㎡以上のものに限る。）に係る建築一式工事の元請としての施工実績があること。	必要なし
(8) 対象工事に係る設計業務等の受託者でない者又は当該受託者と資本若しくは人事面において次に掲げる事項に該当しない者であること。 ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者 イ 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者	設計業務等の受託者 （株）安井建築設計事務所		
(9) 技術者 （開札日の前日までに、構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者） ※本件の監理技術者において、特例監理技術者の配置は認めないものとする。	本件の監理技術者として、開札日の前日（監理技術者の候補を2人又は3人届け出る場合には、議決日の前日）までに、対象工事に必要な監理技術者としての資格を有する次の者を専任で配置できる者 2005年度（平成17年度）以後に完成した、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積が5,717㎡以上の建築物の新築、改築又は増築（当該部分の延べ面積が5,717㎡以上のものに限る。）に係る建築一式工事の元請の監理技術者としての経験があること。ただし、共同企業体としての施工にあっては、代表構成員の場合は監理技術者としての経験があること。代表構成員以外の場合は施工時、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第2号イ又はハに該当する者で、主任技術者としての経験があることとする。	本件の主任技術者として、開札日の前日（主任技術者の候補を2人又は3人届け出る場合には、議決日の前日）までに、対象工事に必要な監理技術者又は主任技術者としての資格を有する者（主任技術者としての資格の場合は、国家資格を有する者に限る。）を専任で配置できる者	本件の主任技術者として、開札日の前日（主任技術者の候補を2人又は3人届け出る場合には、議決日の前日）までに、対象工事に必要な監理技術者又は主任技術者としての資格を有する者（主任技術者としての資格の場合は、国家資格を有する者に限る。）を専任で配置できる者

(10) 現場代理人	開札日の前日（現場代理人の候補を2人又は3人届け出る場合には、議決日の前日）までに、までに、入札参加者（代表構成員）と直接的な雇用関係にある者を工事現場に常駐で配置できる者		
(11) その他（専任補助者）	(9)の技術者のほかに、(9)の技術者を専任で補助する技術者（以下、「専任補助者」という。）1名の配置を認める。この場合、2名とも(9)の要件を満たす者であること。ただし、(9)の要件のうち経験については専任補助者のみが満たすことで足るものとする。	なし	なし
1 1 総合評価に関する事項			
(1) 落札候補者の決定	入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうちから提出された技術資料等に基づき、11(2)の総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者として入札参加資格の審査を行い、資格を有すると認めるときは、その者を落札者として決定する。ただし、調査基準価格未満の価格で入札した者のうち、低入札価格調査において失格又は無効となった者については、落札候補者となることができない。また、落札候補者となるべき評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって選ばれた者を落札候補者とする。		
(2) 総合評価の方法	標準点に加算点を加えた点数（以下「技術評価点」という。）を、当該入札参加者の入札価格で除して得た数値により評価する。なお、加算点については、評価項目ごとに、共同企業体の構成員に対し、技術資料の内容に応じて算定（価格以外の評価点の合計を50点換算）され、技術評価点については、共同企業体の構成員それぞれの標準点と加算点を合計した点数を、共同企業体の構成員それぞれの出資比率で乗算した数値を合算したものとする。 ・技術評価点（小数第2位四捨五入）＝代表構成員（A群）の技術評価点×代表構成員（A群）の出資比率＋その他構成員（B群）の技術評価点×その他構成員（B群）の出資比率＋その他構成員（C群）の技術評価点×その他構成員（C群）の出資比率 ・評価値＝技術評価点／入札価格×1,000,000,000,000（小数第4位以下切捨て）		
(3) 評価項目及び評価基準	別表1による。		
(4) 責任の所在等	<ul style="list-style-type: none"> ・落札者の提示した技術提案は、発注者からの指示がない限り全て契約内容とし、提示した技術資料等による履行確保に関して、その責任を負うものとする。 ・技術資料等の内容が満たされない場合は、落札者は再度の施工義務を有する。 ・評価する項目の性格から、再度の施工が困難又は合理的でない場合は、工事成績評定を5点減点するほか必要な措置を講ずる。 		
(5) 技術資料等	<p>ア 提出する技術資料等は、別表2によるものとする。</p> <p>イ 次の入札は、無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な技術資料等を12(2)の期間内に提出しない入札参加者による入札 ・技術資料等に必要事項が記載されていない入札参加者による入札 ・技術提案の内容が、明らかに他の入札参加者と同じであると認められる場合は、当該入札参加者の入札を全て無効とする。 <p>ウ 提出された技術資料等は、返却しない。</p> <p>エ 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。</p>		
1 2 開札までの日程			
(1) 入札書受付期間（電子入札）	2021年（令和3年）1月20日（水）	及び	同月21日（木）9時から16時まで
(2) 技術資料提出期間（持参）	2021年（令和3年）1月20日（水）	及び	同月21日（木）9時から16時まで
(3) 技術資料提出先	建設局建設管理部建設政策課（契約担当）（084-928-1076） 福山市東桜町3番5号 福山市役所本庁舎10階		
(4) 質問書提出期限	2021年（令和3年）1月13日（水）		
(5) 質問書提出先	建設局建築部営繕課（084-928-1097） 福山市東桜町3番5号 福山市役所本庁舎11階		
(6) 質問書の回答期限及び方法	2021年（令和3年）1月18日（月） 福山市建設政策課（契約担当）ホームページ （ http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/keiyaku/ 以下同じ。）に掲載		
(7) 開札日時（立会は、任意）	2021年（令和3年）1月22日（金）		9時00分
(8) 開札場所	福山市役所本庁舎10階 入札室（福山市東桜町3番5号）		
(9) 低入札価格調査	<p>評価値の最も高い者が調査基準価格未満であり、かつ価格による失格基準以上である場合は、低入札価格調査資料の提出依頼をするので、指定する日時までに次の様式を持参により提出すること。なお、提出がない場合は、当該入札を無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査書類提出書（様式第1号） ・低入札価格調査制度工事費内訳書（様式第2号） ・労務賃金調書（様式第3号） 		
(10) 低入札価格調査書類の提出先	上記12(3)に同じ。		
(11) 資格要件確認書類 【入手先】福山市建設政策課（契約担当） ホームページ	<p>落札候補者には、電子入札システムで「資格要件確認書類提出依頼書」を送付するので、指定する日時までに次の書類を電子入札システムに添付して送信すること。</p> <p>「資格要件確認書類提出書」、「施工実績調書（資格要件の確認できる資料を添付）」、「技術者の資格・工事経験調書（資格要件の確認できる資料を添付）」、「誓約書」、「建設業の許可証明書又は通知書の写し」及び「経営事項審査総合評定値通知書の写し（有効期限内で最新のもの）」</p>		
1 3 設計図書等			
(1) 設計図書等配付期間	2020年（令和2年）11月20日（金）	から	2021年（令和3年）1月18日（月）まで
(2) 設計図書等配付申込先	建設局建設管理部建設政策課（契約担当）（福山市役所本庁舎10階（福山市東桜町3番5号））		
(3) 問合せ先			
総合評価に関するもの	上記12(3)に同じ。		
設計図書等に関するもの	上記12(5)に同じ。		
1 4 その他の入札条件及び留意事項			
(1) この工事の請負契約は、福山市議会の議決を要する案件である。			

- | |
|---|
| (2) 福山市電子入札実施要領、福山市条件付一般競争入札事務処理要綱、福山市建設工事総合評価方式試行要綱、福山市建設工事低入札調査基準価格事務取扱要領及び福山市建設工事共同企業体取扱要綱を確認の上、福山市が定める入札条件・入札心得に従うこと。 |
| (3) 入札保証金、入札違約金、郵送入札の可否、無効入札その他必要な事項については、福山市建設政策課（契約担当）ホームページに掲載する入札条件及び入札心得に定めるものとする。 |
| (4) 上記10(7)施工実績欄及び10(9)技術者欄における元請については、共同企業体の構成員としての施工にあつては、出資比率20%以上とする。 |
| (5) 落札者となったときは、あらかじめ届け出た現場代理人及び技術者を配置すること。 |
| (6) 福山市外に本店を有する構成員を含む共同企業体が、本件の施工に当たり、工事の一部を第三者に請け負わせようとする場合は、福山市内に本店を有する者（当該共同企業体の構成員以外の者）と契約金額の20%以上を下請契約（2次以降の下請契約も含む。）すること。 |

評価項目及び評価基準（簡易型）

	評価項目	評価内容	評価基準	配点	
価格以外の 評価点	1 簡易 な施工 計画	(1) 周辺環境への対応 課題：近隣住民への対応について「施工上配慮すべき事項」の提案	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる。	3.0	
			課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、工夫が見られる。	1.5	
			その他	0.0	
		(2) 施工上の課題への対応（周辺環境に対する(1)の課題は除く。） 課題：①現場環境の把握、②施工上の留意点、③現場における創意工夫、④技術力の向上における取組の提案	工程・施工条件を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる。	3.0	
			工程・施工条件を踏まえて適切であり、工夫が見られる。	1.5	
			その他	0.0	
	小 計				6.0
	2 企業 の施工 能力	(1) 過去10か年度の同種工事の施工実績	施工実績2件以上あり。	2.0	
			施工実績1件あり。	1.0	
			施工実績なし。	0.0	
		(2) 過去5か年度の同一工種の工事成績評定点3件の平均点	85点以上	5.0	
			65点以上85点未満 (5.0 × (平均点 - 65) / 20) (小数第2位四捨五入)	5.0 ~0.0	
	65点未満又は実績なし。		0.0		
	小 計				7.0
	3 配置 予定技 術者の 能力 ※ただし、 専任補助者 を配置する 場合は、専 任補助者の 能力を評価 するものと する。	(1) 保有する資格	一級国家資格者	2.0	
			二級国家資格者	1.0	
			その他	0.0	
		(2) 過去10か年度の同種工事の主任（監理）技術者としての従事経験	施工経験2件以上あり。	2.0	
			施工経験1件あり。	1.0	
			施工経験なし。	0.0	
		(3) 過去5か年度の同一工種の工事成績評定点3件の平均点	85点以上	5.0	
			65点以上85点未満 (5.0 × (平均点 - 65) / 20) (小数第2位四捨五入)	5.0 ~0.0	
	65点未満又は実績なし。		0.0		
	(4) 継続教育（CPD）の取組状況	建設系CPD協議会の加盟団体の行う継続教育の取得単位が基準以上である。	1.0		
		取得しているが基準未満である。	0.5		
		取得していない。	0.0		
	小 計				10.0
4 地域 精通性	(1) 工事場所と本店の位置関係	工事施工場所と同一の小学校区	2.0		
		工事施工場所と同一の地域（A～F）で隣接する小学校区	1.5		
		工事施工場所と同一の地域（A～F）	1.0		
		工事施工場所と他地域の隣接する小学校区	0.5		
		その他	0.0		
小 計				2.0	
5 企業 の社会 貢献度	(1) 障がい者の雇用状況	障がい者雇用率が法定基準以上である。	1.0		
		障がい者雇用率が法定基準未満であるが1人以上雇用している。	0.5		
		雇用していない。	0.0		
	(2) 次世代育成支援の取組状況	取り組んでいる。	1.0		
		取り組んでいない。	0.0		
	(3) 男女共同参画の取組状況	建設工事に係る女性の技術者を1人以上雇用している。	1.0		
		雇用していない。	0.0		
	(4) ふくやまワーク・ライフ・バランス認定の有無	認定あり。	1.0		
認定なし。		0.0			
(5) 福山市災害応急対策協力事業者登録の有無	登録あり。	1.0			
	登録なし。	0.0			
小 計				5.0	
合 計				30.0	

標準点（基礎点）	100点
加算点	評価項目ごとに、共同企業体の構成員に対し、技術資料の内容に応じて加算点を与えるものとする。（価格以外の評価点の合計を50点換算） ただし、「1 簡易な施工計画」については、共同企業体として提出したもので加算する。
技術評価点	技術評価点は、共同企業体の構成員それぞれの標準点と加算点を合計した点数を、共同企業体の構成員それぞれの出資比率で乗算した数値を合算したものとする。 代表構成員（A群）の技術評価点＝標準点（100点）＋加算点 その他構成員（B群）の技術評価点＝標準点（100点）＋加算点 その他構成員（C群）の技術評価点＝標準点（100点）＋加算点 技術評価点（小数第2位四捨五入）＝代表構成員（A群）の技術評価点×代表構成員（A群）の出資比率 ＋その他構成員（B群）の技術評価点×その他構成員（B群）の出資比率 ＋その他構成員（C群）の技術評価点×その他構成員（C群）の出資比率
評価値	（技術評価点／入札価格）×1,000,000,000（小数第4位以下切捨て）

(備考)

1	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易な施工計画における技術的所見は、評価内容ごとに2項目とし、1つの項目に1提案のみを記載すること。なお、項目数が2つを超える場合には、評価しない。また、1つの項目に複数の提案が記載されている場合は、記載順で最初の1提案のみを評価するものとする。 ・提案は「可能であれば」、「できる限り」、「必要に応じて」などの曖昧な表現は使用せず、実現可能な工夫を具体的にわかりやすく記載すること。 ・本市が新たに他機関との協議が必要なものや「公共建築工事標準仕様書等に示された施工方法に従って施工する。」という記述は評価しない。
1 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境への対応とは、近隣住民への対応について「施工上配慮すべき事項」である。本件は、学校・支所等の公共施設や商業施設などの集客施設及び住宅地に近接しており、周辺環境に配慮が必要であるため、現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切かつ工夫のある提案を評価する。なお、設計図書によるほか、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成31年版）の内容を標準案とし、標準案に対して有効な創意工夫が考慮されていれば評価し、特別な創意工夫が考慮されていればより高く評価する。
1 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・施工上の課題への対応（周辺環境に対する(1)の課題は除く。）とは、現場環境の把握、施工上の留意点、現場における創意工夫及び技術力の向上における取組の4点である。本件の建築物は、延べ面積が約11,435㎡であり、現場環境を適切に把握し、施工上の留意すべき事項が的確な施工計画を評価する。なお、設計図書によるほか、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成31年版）の内容を標準案とし、標準案に対して有効な創意工夫が考慮されていれば評価し、特別な創意工夫が考慮されていればより高く評価する。
2 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・過去10か年度^{※1}（今年度は、含まない。）に元請として完成・引渡し完了した工事である。 ・同種工事とは、元請として施工した鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造による新築、改築又は増築に係る建築一式工事であって、最終契約金額5,000万円以上（2017年度（平成29年度）以後に完成した工事については、最終契約金額が7,000万円以上）の工事である。 ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に認める。 ・本市（上下水道局及び市民病院を含む。2(2)、3(2)及び3(3)において同じ。）及び他の公共発注機関（国・都道府県など）又は民間のものも実績として認める。 ・民間発注のものについては、建築確認申請書（受付印あり）、契約書、構造・規模の分かる図面等の施工実績が確認できる書類の写し及び完成・引渡しに関する誓約書が提出された場合に限り、実績として認める。
2 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5か年度^{※1}（今年度は、含まない。）に完成・引渡し完了した最終契約金額が500万円以上の建築一式工事に係る工事成績評定点の成績上位工事3件の平均点である。 ・対象工事は、本市、福山地区消防組合、広島県及び国土交通省の工事とする。 ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に認める。 ・過去5か年度^{※1}（今年度は、含まない。）において、3件に満たない場合は、残りの件数を全て65点とする。また、添付資料で記入内容が確認できない工事についても65点として取り扱うものとする。
3 (1) ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ・「一級国家資格者」とは、一級建築施工管理技士、一級建築士又は建築一式工事についてこれらと同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者である。 ・「二級国家資格者」とは、二級建築施工管理技士又は二級建築士である。
3 (2) ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ・過去10か年度^{※1}（今年度は、含まない。）に完成・引渡し完了した元請の主任（監理）技術者として従事した鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造による新築、改築又は増築に係る建築一式工事であって、最終契約金額が1,500万円以上の工事である。 ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に認める。 ・本市及び他の公共発注機関（国・都道府県など）又は民間のものも実績として認める。 ・民間発注のものについては、建築確認申請書（受付印あり）、契約書、施工体系図、工事看板の写真、構造・規模の分かる図面等の施工実績が確認できる書類及び技術者として工事着手から完成までの間の従事が確認できる書類の写し並びに完成・引渡しに関する誓約書が提出された場合に限り、実績として認める。 ・従事経験について、途中交代のものは、認めない。
3 (3) ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5か年度^{※1}（今年度は、含まない。）に完成・引渡し完了した元請の主任（監理）技術者として従事した最終契約金額が500万円以上の建築一式工事のうち、成績上位工事3件の平均点である。ただし、途中交代のものは、認めない。 ・対象工事は、本市、福山地区消防組合、広島県及び国土交通省の工事とする。 ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に認める。 ・過去5か年度^{※1}（今年度は、含まない。）において、3件に満たない場合は、残りの件数を全て65点とする。また、添付資料で記入内容が確認できない工事についても65点として取り扱うものとする。

3 (4) ※2	・建設系CPD協議会の加盟団体が行う継続教育（CPD）である。
4 (1)	・工事施工場所と同一の小学校区とは、福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則別表第1に定める「千年小学校区」である。 ・工事施工場所と同一の地域（A～F）とは、福山市条件付一般競争入札事務処理要綱別記2に定める「C地域」である。 ・工事施工場所と同一の地域（A～F）で隣接する小学校区とは、福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則別表第1に定める「藤江小学校区」、「内浦小学校区」、「内海小学校区」、「能登原小学校区」、「常石小学校区」及び「山南小学校区」である。 ・工事施工場所と他地域の隣接する小学校区は、本件において該当なし。
5 (1)	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）により義務付けられている障がい者雇用率は、「2.2%」である。
5 (2)	・次のいずれかに該当する場合に評価する。 ア 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画の認定を受けている。（厚生労働省） イ 「仕事と家庭の両立支援企業」として登録し、登録証の交付を受けている。（広島県） ウ 就業規則に育児休業制度を規定している。
5 (3)	・技術者とは、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する技術者である。実務経験にあつては、経営事項審査申請時に提出する「技術職員名簿」に記載されている者とする。
5 (4)	・ふくやまワーク・ライフ・バランス認定（経済環境局経済部産業振興課所管）とは、仕事と家庭の両立の支援など男女共同参画の推進に取り組む事業者等の認定である。

※1 「年度」とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間の期間である。なお、今年度は2020年度（令和2年度）であり、2020年（令和2年）4月1日から2021年（令和3年）3月31日までの1年間である。

※2 配置予定技術者とは、公告本文10(9)の技術者として本件に配置される予定の技術者のことであり、総合評価の技術資料に記載して提出した者から変更することは、原則として認めないものとする。なお、配置予定技術者の特定を議決日の前日とする場合（2人又は3人の配置予定技術者の候補を届け出る場合）においては、配置予定技術者の候補者のうち、実績や資格、工事成績等の評価が最も低い者の点数を、総合評価方式における「価格以外の評価点」のうち「2 配置予定技術者の能力」として採用するものとする。（配置予定専任補助者の候補を2人又は3人届け出る場合も同様の取扱いとする。）

別表2 総合評価の技術資料等に関する書類

項目	様式		備考
1 提出書類目録	(1) 技術資料等書類目録	(様式2-1号)	
2 簡易な施工計画	(1) 周辺環境への対応 課題：近隣住民への対応について「施工上配慮すべき事項」の提案	(様式2-2-①号)	
	(2) 施工上の課題への対応（周辺環境に対する(1)の課題は除く。） 課題：①現場環境の把握，②施工上の留意点，③現場における創意工夫，④技術力の向上における取組の提案	(様式2-2-②号)	
3 企業の施工能力に関する書類	(1) 同種工事の施工実績調書	(様式2-3号)	他の発注機関又は民間によるものについては、施工実績が確認できる書類等を添付すること。
	(2) 同一工種の工事成績評定点	(様式2-4号)	成績上位工事3件について記載すること。
4 配置予定技術者の能力に関する書類	(1) 同種工事の主任（監理）技術者としての施工経験調書	(様式2-5号)	他の発注機関又は民間によるものについては、施工実績が確認できる書類等を添付すること。
	(2) 同一工種の主任（監理）技術者としての経験工事の工事成績評定点	(様式2-6号)	成績上位工事3件について記載すること。
	(3) 継続教育の取組状況調書	(様式2-7号)	学習履歴が確認できる書類を添付すること。
5 企業の社会貢献度に関する書類	(1) 障がい者雇用申告書	(様式2-8号)	障がい者雇用状況報告書等を添付すること。
	(2) 次世代育成支援及び男女共同参画の取組状況調書	(様式2-9号)	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省広島労働局の認定通知書，広島県が交付する「仕事と家庭の両立支援企業」の登録証又は労働基準監督署に届出済みの就業規則の写し等を添付すること。 ・資格を証する書類及び雇用関係を証する書類を添付すること。